

*South China - Asia Business Report*Vol. 50
March
2016

華南・アジア ビジネスレポート

*CONTENTS***Briefs & Editorial****Topics**

TPP 協定によるベトナム繊維産業への影響…………… 3

金融統括会社による SWIFT 事業法人接続の活用…………… 7

Regional Business**Thailand**

タイの 2015～16 年 法令・制度改正の動向…………… 11

Vietnam

TPP 協定による小売業規制の大幅緩和…………… 15

India インドの税制 [57]

税源侵食と利益移転 - BEPS 行動計画…………… 18

Philippines

フィリピンでの法人設立…………… 24

China 解説・中国ビジネス法務 [21]

中国テロリズム防止法の制定と企業への影響…………… 28

Hong Kong

香港新会社法下での裁判所外合併に関する税務指針…………… 31

Macro Economy

アジア経済情報:シンガポール…………… 34

Briefs

Topics

TPP 協定によるベトナム繊維産業への影響

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の締結を受け、中資系企業を中心に、ベトナムで繊維関連産業の大規模投資が相次いでいる。従前のチャイナ・プラスワンを加速するこの動きは、同国の繊維・縫製産業の発展と輸出増を後押しし、ベトナムの成長をサポートすると予測される。



一方で、TPP の厳しい原産地規則を満たすため、ベトナムでは縫製のみならず、川上の紡績や織布、染色工程の現地化が求められているが、環境への配慮や技術移転の問題から足踏みするケースが見られる。さらに、大量の人手を必要とする大規模縫製企業の進出で、周辺地域・産業への影響も懸念され始めた。日系企業の動きはまだ目立っていないものの、原産地規則や現地事情に配慮しつつ、輸出先ごとに最適なサプライチェーンを構築できるかが問われている。

金融統括会社による SWIFT 事業法人接続の活用

アジアにおける統括会社の活用に関心が高まる中、グループ内の資金管理を統括会社が主導・集約させるためのツールとして、SWIFT 事業法人接続が挙げられる。世界の金融機関を結ぶ通信手段である SWIFT は現在、企業でも活用することができ、複数の銀行との取引の窓口を一元化し、一括して自社の財務・会計システム/統合業務パッケージに取り込むことで、口座管理業務を効率化し、資金の見える化を図ることなどが可能だ。金融統括会社の活用を進めるには、こうした金融サービスを利用していくことも重要な検討課題の一つとなるだろう。

Regional Business

[Thailand] タイの 2015～16 年 法令・制度改革の動向

暫定政権下のタイでは 2015 年、景気下支えなどを目的に、さまざまな法・制度改革が行われた。なかでも外資企業にとっては、特定産業を特定地域に集中させるクラスター型経済特区の設置や、国際統括本部などを奨励対象業種とし手厚い恩典を与えることなどを含む投資優遇制度の改正が注目された。16 年も憲法改正や労働者保護法の改定、移転価格税制の法令化などが予定されており、最新の法制度への対応が求められよう。

[Vietnam] TPP 協定による小売業規制の大幅緩和

TPP 協定が発効した場合に、日本企業によるベトナム

投資に対して影響を与え得る重要なポイントとして、外資参入基準の明確化および小売業規制の大幅緩和が挙げられる。ベトナムのサービス業にかかる外資規制は現在、ポジティブリストの形式で記載されているが、TPP ではネガティブリスト形式となる。これにより、TPP 発効後は投資の判断に当たり、従前の当局による裁量という不安定要因が減少し、外資規制の有無を判断しやすくなる。小売業での多店舗展開進出に当たり障壁となっている ENT も発効後5年で免除される予定となっているなど、多くの分野で外資規制の緩和が期待される。

[India] インドの税制 [57] 税源侵食と利益移転 - BEPS 行動計画

二重課税の調整を目的に設定されている国際課税ルールの隙間をついた、課税逃れを目的とした企業

行動に対する、OECD 租税委員会のアクションプランが 2015 年 11 月、最終報告された。プランで挙げられた 15 の行動計画のうち、インド会社にとって特に重要と考えられる、透明性の向上に向けた情報開示「移転価格文書化再検討」と、価値創出の場の明確化にかかる主要部分について、例を挙げて説明する。

[Philippines] フィリピンでの法人設立

フィリピンへの日系企業の進出件数は近年、堅調に推移し、大手製造業企業だけでなく、中小の専門商社や IT 企業など、業種・規模も多様化している。ここでは、同国における外国法人の設立手続きの概要と、これに関連する会社法の規定等について紹介する。

[China] 解説・中国ビジネス法務 [21] 中国テロリズム防止法の制定と企業への影響

今年 1 月 1 日に施行された中国の「テロリズム防止法」では、テロ活動の防止や国家の安全を目的に、中国国内で事業を展開する民間企業にも影響を与える条項が存在する。これら民間企業には外商投資企業も含まれ、国内で電気通信業務、インターネットサービス、金融、運送、報道機関等を展開する事業者に対し、公安機関等の調査に対する協力や報告を義務付けており、関連する事業者は当該規定を前提に対応を検討するとともに、今後の運用に留意が必要だ。

[Hong Kong] 香港新会社法下での裁判所外合併に関する税務指針

2014 年 3 月施行の香港新会社法で規定された、裁判所の許可を伴わない合併(裁判所外合併)は、同一グループ内にある香港会社の組織再編を促すと期待された半面、その税務上の取り扱いが不明瞭であることから、多くの企業が利用を見送ってきた。これについて、香港の税務当局が 15 年末、裁判所外合併に対する税務指針を発表し、存続する会社と合併により消滅する会社それぞれの税務上の繰越欠損金の取り扱いなどを示している。ここでは、この税務指針について解説する。

Macro Economy

アジア経済情報: シンガポール

2015 年 3Q(7~9 月期)の景気は、2Q のマイナス成長からプラス成長に回復した。足元の経済指標はまちまちで、通貨庁は 10 月の金融政策決定会合で金融緩和を決定したが、実体経済への影響は限定的と見ている。

今後も景気は緩やかな拡大にとどまる見通しで、実質 GDP 成長率は 14 年の +2.9%に対し、15 年が +2.0%、16 年が +2.4%と予測する。

Editorial

2002 年創刊の華南ビジネスリポート、2005 年創刊のアジアビジネスリポートを合併、リニューアルしてからはや 5 年。華南・アジアビジネスリポートは今号で、節目の 50 号となりました。

第 1 号の発行は東日本大震災直後の 2011 年 4 月。震災で明らかになった日本のモノづくりの重要性とぜい弱さはその後、FTA の進展などとあわせ調達ルートや生産・販売拠点の拡大・多様化につながりました。今号で紹介している TPP の発効に向けた動きをはじめ、足もとでもグローバルサプライチェーンの再編は日々進んでおり、世界経済が不安定な中、ビジネスチャンスをつかみ、これを積極的に活用すべく、日系企業はますます、緻密な戦略と柔軟な対応を求められています。

今後も『華南・アジアビジネスリポート』は日本企業の海外ビジネス、そしてその最前線に立つ皆様のお役に立つよう、各国・地域の最新情報をお届けしてまいります。引き続きご愛読のほど、よろしくお願いいたします。



TPP 協定による ベトナム繊維産業への影響

矢野 尚彦 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

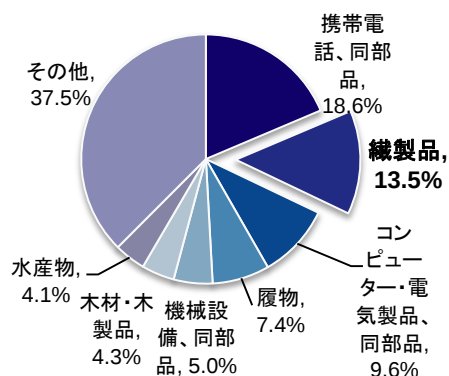
かねてより、ベトナムは縫製業の製造拠点として各国企業が進出してきたが、近年、再び繊維関連分野で大規模な投資が続いている。この動きは、従来のチャイナ・プラスワンの要素に加えて、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の発効を見越したものと言え、ASEAN 戦略強化の動きなどとあわせ、今後も更なる進展が予想される。本稿では、TPP 協定の縫製品に関する原産地規則がもたらすサプライチェーンの再編、およびそれに関連する課題について報告する。

1. TPP 協定によるベトナム縫製業の躍進

廉価で豊富な労働力を有するベトナムは、欧米・日本向け縫製品の生産委託先として重要な役割を担っている。ベトナムにおいて、縫製品は携帯電話・同部品に次ぐ主要輸出品目であり、2015 年の輸出額は 228 億ドルと、輸出額全体の 13.5%を占めた（図表1）。これらベトナム産の縫製品の最大の輸出先となっているのが米国で、国別輸出先の約半数を占めるとともに、米国の衣料品輸入における国別シェアでも、ベトナムは世界最大の縫製品輸出国である中国に次ぐ2位となっている（図表2）。

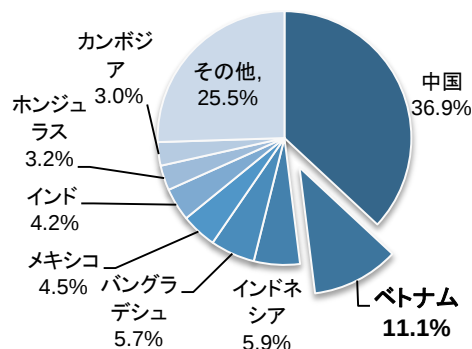
これまで労働集約型工程の受け皿としてプラスワン投資を集めてきたベトナムであるが、昨今は TPP 協定の参加国¹としても注目を浴びている。世界銀行の試算によると、ベトナムは TPP 協定に参

【図表1】ベトナムの主要輸出品目（2015 年）



（資料）ベトナム税関総署

【図表2】米国の衣料品・同付属品輸入における国別シェア（2014 年）



（資料）UN Comtrade
※HSコード上2桁が61、62の品目を合計して算出

¹ 現時点での TPP 協定参加国（2016 年 2 月 4 日に署名）は、米国、日本、カナダ、オーストラリア、メキシコ、マレーシア、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ペルー、ベトナム、ブルネイの 12 カ国（2014 年の GDP が大きい順に記載）

加することにより、GDP 成長率の上乗せなどで加盟
 国中最大のメリットを享受する見込みだ。その要因
 として、世界最大の衣料品輸入国である米国をは
 じめとした TPP 加盟国向けの繊維・衣料品輸出が
 関税撤廃により有利になることが挙げられており、
 ベトナム産の繊維・衣料品の輸出額は、2030 年ま
 でに 28%増加するとされている²。

ベトナム製の衣料品を米国に輸出する際には現
 在、最大 32%の関税が課せられているが、TPP 協
 定の発効により、当該関税の大半が即時に撤廃さ
 れ、残りも発効から 13 年目までに順次、撤廃され
 る見通しである(図表3)。世界最大のマーケットであ
 る米国において価格競争力が増すことから、各国
 企業はベトナムでの生産増強に向け投資を拡大し
 ており、繊維関連への直接投資は 2015 年1月から

6月までに 11.2 億ドルに達し、ベトナムへの直接投
 資全体の約 20%を占めている。

こうした投資拡大の動きを主導しているのは、主
 に台湾、香港などの企業である。これら企業は、米
 国のアパレルメーカーからの委託生産の大部分を
 受託しており、TPP 交渉が合意に至る前から、それ
 まで生産拠点としていた中国での賃金高騰などを
 受け、ベトナムへの生産移管を進めていた。一方、
 日系企業についても、ベトナムでの生産を拡大して
 いるが、そのほとんどが日・ASEAN 包括的経済連
 携協定等を活用し、ゼロ関税で日本向けに製品を
 生産・輸出することを目的としたものであり、TPP 協
 定への関心も台湾・香港企業ほどは高くないよう
 に見受けられる。

【図表3】 ベトナムから米国に輸出される主要衣料品の関税率

HS コード	品目	関税率		ベトナム→米国 への輸出額 (2014 年、億ドル)
		MFN 税率(注 6)	TPP 発効時	
611020	ジャージ、プルオーバー、カーディガン、ベストな ど(メリヤス編みまたはクロセ編み、綿製のもの)	16.5%	0%(注 1)	11.4
620342 620462	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(メ リヤス編みまたはクロセ編みを除く、綿製のもの)	0~16.6%	0%(注 2)	8.8
611030	ジャージ、プルオーバー、カーディガン、ベストな ど(メリヤス編みまたはクロセ編み、人造繊維製 のもの)	6~32%	0%(注 1)	7.2
620193	男子用のオーバーコート等 (人造繊維製のもの)	4.4~27.7% (注 3)	0%(注 4)	2.9
610711	男子用の下着(綿製のもの)	7.4%	4.8%(注 5)	2.8
610443	女性用のドレス(合成繊維製のもの)	14.9~16%	0%	2.3

(注 1) 一部のプルオーバーは、TPP 発効時に関税の 35%が削減されたうえ、11 年目に関税 0%

(注 2) 一部のズボン、ショーツ等は、TPP 発効時に関税の 35%が削減されたうえ、13 年目に関税 0%

(注 3) 一部の防寒服については、49.5cent/kg+19.6%

(注 4) 一部の防寒服については、段階的に関税が削減され、発効から5年後に関税 0%

(注 5) 11 年後に関税 0%

(注 6) WTO 加盟国に共通して適用される実行最恵国税率

(資料) United States Trade Representative 「TPP Final Table of Contents」、UN Comtrade より作成

² 世界銀行「Global Economic Prospects」(2016 年 1 月)

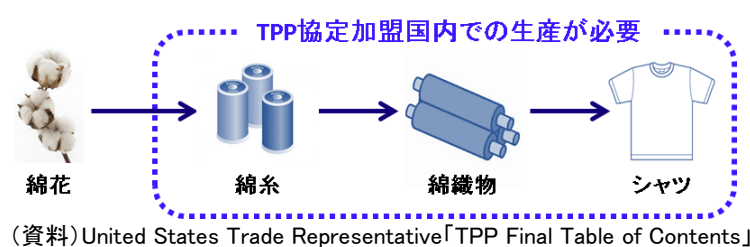
2. 増加する川上工程への投資

さて、TPP 協定を受けたベトナムにおける縫製関連投資の新たな傾向として、紡績・織布等の川上工程への投資が加速している。この動きを後押ししているのが、TPP 協定における衣料品の原産地規則、ヤーン・フォワードルールの採用だ。当該ルールのもとでは、紡績、織布、染色、縫製までのすべての工程を TPP 加盟国内で実施するときのみ、関税減免の効果を享受できる(図表4)。すなわち、ベトナムで使用する縫製材料は、ベトナム国内または他の TPP 加盟国内で生産することが必要となる。ところが現状では、ベトナムで使用する縫製部材は、中国、韓国、香港等の TPP 非加盟国から輸入しているケースが大部分を占めている。ベトナムでは紡績・織布等の川上工程が発達しておらず、質・量において一定の水準に達する部材を確保することは難しい状況である。

かかる背景のもと、台湾、香港企業を中心に、原糸や生地を生産工場をベトナムに建設するケースが増えている。例えば、台湾繊維大手の遠東新世紀集団は、2015 年6月、100 億台湾ドルを投じて、ベトナム南部に原糸生産や染色等を手掛ける新工場を建設すると発表した。これらの企業は、ベトナムで紡績から織布、縫製までの一貫生産体制を構築することにより、TPP 協定の関税減免の恩恵を受けるとともに、現地調達率の引き上げによる価格競争力の更なる向上を企図している。また、ベトナム地場大手企業による川上工程への投資も始まっており、ベトナム最大手の繊維企業 VINATEX は、各地で生地生産工場を稼働または建設している。

このように、川上工程への投資が進んでいるも

【図表4】ヤーン・フォワードルールの例：綿製品の生産



の、依然として生産拡大に必要な量をベトナム国内でまかなえるには達していないことから、今後も更なる川上工程への投資拡大が進む見込みだ。

3. ベトナムでの一貫生産における課題

一方で、ベトナムでの縫製部材生産にあたっては、課題も見受けられる。最大の課題は、染色工程である。染色に伴う廃水は水質汚染の一因となることから、各省は染色を行う企業の審査を厳格にしており、ライセンスを取得することが非常に困難な状況である。加えて、染色を実施する企業の入居を歓迎しない工業団地もあり、用地確保に苦労するケースもある。もっとも、染色を実施したい企業のニーズに応えるべく、最先端の廃水処理機能を備えた繊維専門の施設を提供することで、認可を後押ししている工業団地もある。また、染色工程においては、調合や温度管理をはじめ繊細かつ高度な技術と経験が必要とされるため、こうした技術を有する外資企業による技術移転が不可欠であり、各省による認可基準の明確化が望まれる。

また、縫製ワーカーの確保および賃金上昇を課題に挙げる企業も多い。ベトナム北部で縫製工場を経営する日系企業によると、「2015 年後半あたりから、縫製ワーカーの確保が難しくなってきた」という。同地域では、香港資本による大型縫製工場が稼働を開始しているほか、近年、韓国系の大手電子・電機メーカーも大規模な生産基地を稼働させて

おり、それらの工場へ人材が流れている可能性を指摘していた。中資系企業の中には、賃金自体は最低賃金水準に抑えながらも、出来高に応じた手当を充実させることでワーカーの労働意欲を刺激し、他工場との差別化を図っているケースもある。今後、外資企業による一層の進出がなされることで、人材確保に向けた競争およびそれに伴う賃金の上昇が起きる可能性もあろう。

さらに、日系企業にとっては、生産体制を補完する協力・委託先の確保も懸念のひとつとなっている。ベトナムの地場縫製企業は、そのほとんどが中小・零細企業であり、いざ生産拡大を図ろうにも、特に高い品質水準が求められる日本向け製品については、発注元の要求を満たせないケースが少くない。また、相応の時間をかけて指導したり、生産設備を貸与したりしても、ようやく品質水準が安定したころには、より大規模に発注する台湾・香港系企業からの受託を優先されてしまう、といった話も聞かれる。TPP 協定による現地調達可能な部材の拡大や価格低下によるコスト削減、縫製産業全体の振興は歓迎するものの、一長一短あり、というのが本音のようだ。

4. 最後に

今後、繊維製品のサプライチェーンに大きな影響を及ぼしうる要因は、TPP 協定の新規加盟に意欲を示している韓国・タイ・インドネシア・フィリピン・台湾等の動向であろう。上述のヤーン・フォワードルールを満たすうえで、タイ・インドネシア等、繊維部材の生産体制が確立されている国が協定に参加することになれば、縫製材料の調達先が多様化し、品質面・数量面で安定的な調達・生産が可能となる。特に、日系企業の多くは、中国のほか、タイ・インド

ネシア等で生産した生地をベトナムで裁断・縫製するというフローを構築しており、「タイ・インドネシアが TPP 協定に参加することになれば、TPP 協定の活用に現実味が出てくる」(日系繊維メーカー)との声もある。

一方で、ベトナム国内では、川上から川下までの生産が外資主導により行われる限り、「利益の大部分は国内に残らない」(ベトナム地場メーカー)と懸念する声も出ている。なかでも、米国のアパレルメーカーからの受託生産に強みのある台湾・香港・韓国等の企業が TPP 協定による恩恵を独占するのではないかと見る関係者は多い。日系企業については、一部の大手企業を除き、米国向けの繊維製品輸出実績に乏しいことから、TPP を受けたベトナムの活用という点ではやや出遅れているものの、今後、これまで手薄であった米国向け販路の開拓を検討していくという意味で TPP は一つの契機となるう。

既に極限までコスト削減が進んでいる繊維産業において、関税撤廃の効果を享受できるかどうかは価格競争力を大きく左右する。自由貿易協定ごとに異なる原産地規則を考慮したうえで、輸出相手国ごとに最適なサプライチェーンを構築することがますます重要になるであろう。



金融統括会社による SWIFT 事業法人接続の活用

松山 博顕 みずほ銀行アジアトランザクション営業部
香港トランザクション営業推進チーム

香港特区政府より、企業の財務統括拠点向けの優遇税制を含む税制改革案が立法会に提出されるなど、昨今、アジアにおける統括会社の利用について注目が集まっている。

そういった中、企業の資金管理業務においても、従来は個別企業にて口座管理、支払・回収等を実施していたが、本社あるいは金融統括会社が主導し、グループ企業の資金管理を集約して行っていく動きが強まっており、中でも SWIFT 事業法人接続を1つのツールとして利用するケースが着実に増加している。

今回は、この SWIFT 事業法人接続の概要と金融統括会社によるグループ資金管理業務への活用方法について紹介したい。

SWIFT とは

SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) とは、「ベルギーで設立された協同組合形式の団体であり、高度に安全化された金融メッセージングサービスを提供する、金融業界の標準化団体である」と定義されている¹。

SWIFT には、世界 200 カ国、8,500 超の金融機関が加盟しており、クロスボーダーでの金融機関間の標準化されたメッセージングサービスが提供されている。つまり、金融機関同士の標準通信手段と言える。

そこでは、取引種類、目的等に応じてメッセージタイプが設定されており、この統一化されたフォーマットにより、多国間での通信が円滑化され、1 日 2,000 万件以上のメッセージが世界の金融機関

の間でやり取りされている。

SWIFT 事業法人接続

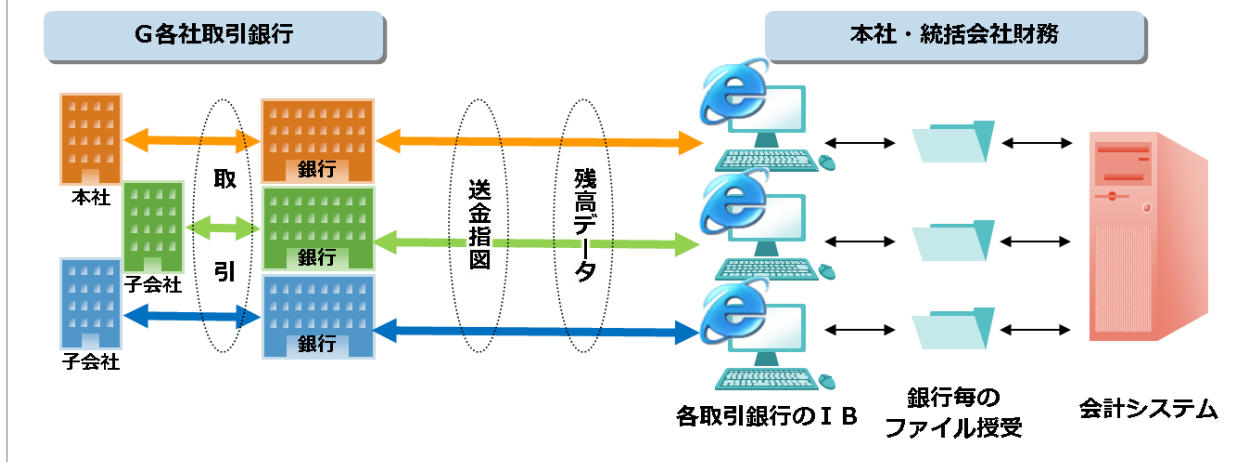
このように、従来 SWIFT は金融機関に限定された通信ネットワークとして展開されていたが、1995 年以降、一般事業法人にも接続が開放されたことから、多国籍企業を中心に、SWIFT を活用した全世界ベースでの資金管理の実現に向けた検討が行われてきた。

企業が SWIFT を利用開始する方法として代表的なものに、SCORE (Standardised Corporate Environment) への登録がある。SCORE は企業と銀行との間の相互通信を可能にする接続網であり、これに登録した企業は、すべての SCORE 登録金融機関と直接メッセージ・ファイルの交換を行うことが可能となる²。

¹ SWIFT JAPAN ホームページ

² SCORE には上場企業およびそのグループ会社等が登録可能。

【図1】従来のグループ資金管理・送金方法



これにより、一般事業法人もまた、SWIFT の安全かつ信頼性の高い通信プラットフォームを利用し、新たな金融サービスを受ける機会を得ることができるようになった。

資金管理業務の集約化

それでは、SWIFT の利用により、企業の資金管理方法は、どのように変わるのであろうか。

従来、企業は複数の銀行との取引がある場合、取引銀行ごとにインターネットバンキング等を契約し、それぞれ口座情報の取得、送金指示の送信等を行う必要があった。金融統括会社がグループ子会社の資金管理を一括して行う場合においても、グループ各社の取引銀行ごとにインターネットバンキング等を契約し、利用することが必要となる。

つまり、金融統括会社が、自社グループで利用中の ERP (財務・会計システム/統合業務パッケージ、Enterprise Resource Planning) への取引銀行の口座情報取り込み、ERP からの送金指図ファイル生成を行うにあたっては、グループ各社の取引銀行ごとにインターフェースの構築を行わな

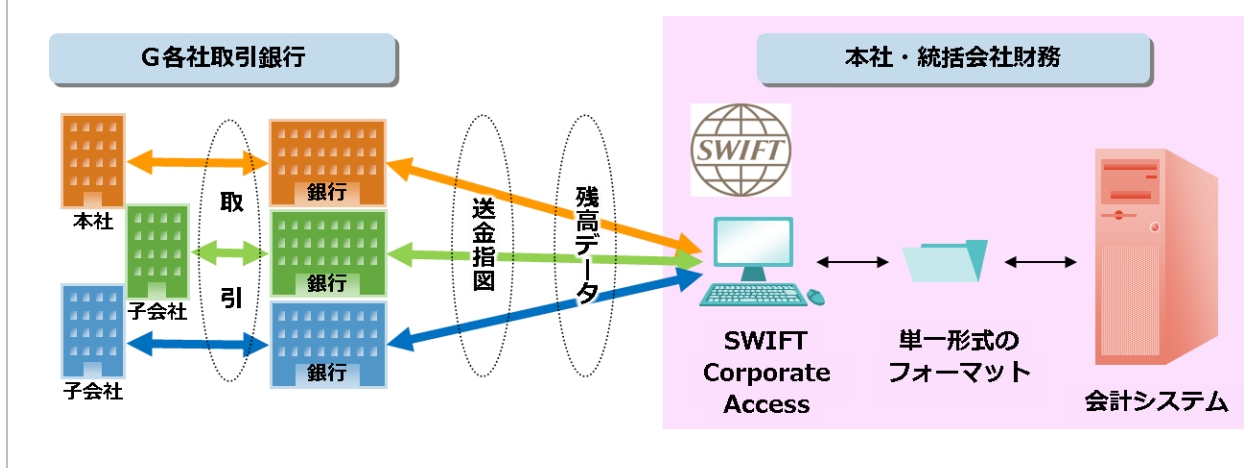
くてはならず、グローバル資金管理を行う上での障壁となることがしばしばであった(図1)。

これに対し、SWIFT 事業法人接続を利用した場合、通信インフラが SWIFT に統一されることになり、取引各行とのインターフェースについてシングルウィンドー化が可能となる。金融統括会社にとっては、SWIFT というインフラ、世界標準のフォーマットを利用することで、自社 ERP でのファイル生成・取り込みの窓口を1つにすることができるのである。

すなわち、SWIFT の利用により、以前はグループ各社の取引銀行ごとに各々のインターネットバンキングを立ち上げ、それぞれ口座残高・入出金明細データのダウンロード実施後、自社 ERP への取り込み作業を行わなければならなかったものが、取引各行の全口座データを SWIFT フォーマットにて一括して自社 ERP に取り込むことが可能になり、口座管理業務を効率化できることになる。

また、自社 ERP というシングルウィンドーにて、グループ各社の全口座情報をチェック、継続管理できるという意味で、いわゆる資金の「見える化」が実現可能になる。

【図2】SWIFT を活用した資金管理・送金方法



支払業務においても、従来、やはり取引銀行ごとに利用するインターネットバンキングを切り替えつつ、取引銀行の数だけ送金指示オペレーションを行う必要があったのに対し、自社 ERP から SWIFT フォーマットにて送金指示データを一括して取引各行に送信することで、送金オペレーションの業務効率も改善できるようになった(図2)。

ホスト接続(Host to Host)サービス

さらに資金管理業務の効率化を求める場合、ホスト接続サービスを利用する方法がある。

SWIFT の利用により、データフォーマットは標準化できたとしても、取引行の複数の拠点と取引があるケースでは、それぞれの拠点に対して SWIFT にて送金指示メッセージを発信しなければならず、また、口座情報も、銀行のそれぞれの拠点からバラバラと受け取ることになる。

ホスト接続サービスを利用すれば、どれだけ多くの拠点があっても、企業は送金指示メッセージを全グループ会社分、一括して、当該銀行本体宛に送ればよく、銀行サイドにてホスト接続システムで、それぞれの拠点宛に振り分け、各拠点

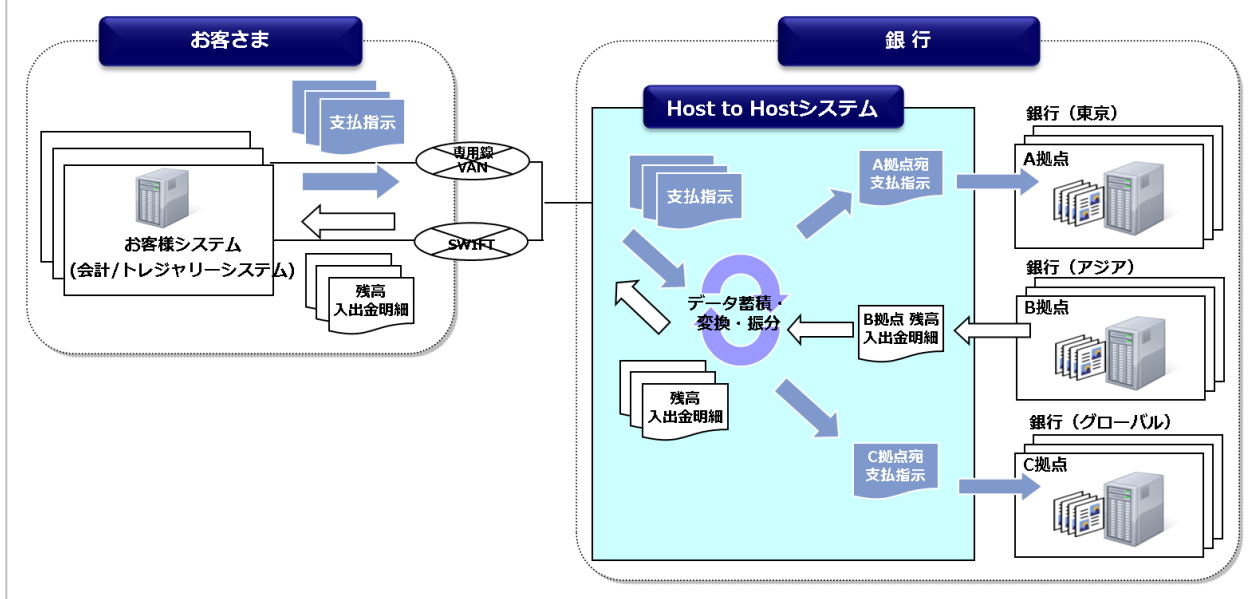
に送金指示データが到達する。

口座情報に関しても、銀行の各拠点から銀行本体に送り、ホスト接続システムにて集約の上、1つのデータとして企業側の ERP に送信することができる。この場合、他行口座についても、ホスト接続サービス提供行宛に口座情報を送信するサービスをその他行に申し込めば、すべての取引銀行の全口座情報を自社 ERP に一括して取り込み、管理することが可能となる。

なお、ホスト接続サービスでは、SWIFT のインフラを利用せず、企業独自フォーマットのデータを専用線・VAN³経由、銀行に送信し、ホスト接続システムにて銀行サイドで利用可能なフォーマットに変換後、各拠点に振り分け送金を実施する形のサービスも利用可能である(次頁図3)。

³ Value Added Network=付加価値通信網。既存の通信回線を使用し、標準化されたデータなどを交換するオンライン・ネットワーク。

【図3】ホスト接続(Host to Host)サービス



今後の展望

以上のように、アジア地域における金融統括会社の活用を検討していく上では、税制など制度上の優遇策に加え、SWIFT 事業法人接続サービス、ホスト接続サービスなど、グループ会社の資金管理業務を集約、集中管理するための金融サービスの利用についても考えていくことが重要である。

SWIFT 事業法人接続が始まった当初は、一部の多国籍企業による利用に止まっていたが、昨今では日系企業も相応に利用開始するに至っており、今後サービス利用の間口が一層広がっていくことが予想される。企業がグループ資金管理の効率化を図るためのサービスとして、これからさらに重要性が増してくるのではないかと考えられる。



【Thailand】

タイの 2015～16 年 法令・制度改革の動向

金井 健一 フェアコンサルティング・タイランド

2015 年から 2016 年に向けて:タイの法令・制度改革の状況

2015 年は 14 年以降続く暫定政権下において、さまざまな法令・制度改革が行われました。特に、新憲法・新政府の設置に向けた動き、および景気低迷の打開策としての投資優遇制度の大きな改正が行われたのが特徴です。今回は昨年実施された主な法令・規制の改正内容および 16 年の動向をまとめてみたいと思います(表1、2)。

1. 投資関連

(1)国際貿易センター(ITC)、国際統括本部(IHQ)の新設

15 年1月から、タイ投資委員会(BOI: Board Of Investment)による投資恩恵制度が大幅に改定されました。以前の産業の地域分散政策(ゾーン制)から、業種の重要度により恩恵を付与する特定業種政策(業種性)へと大きく方針変更されています。また本改定の目玉として、新たに国際貿易センター

【表1】2015 年における主な法令・規制改正

法令	内容
投資関連	
ITC, IHQ の新設	新たに投資優遇対象業種として国際貿易センター(ITC)、および国際統括本部(IHQ)を制定
クラスター型経済特区の設置	重要産業について投資地域(県)を特定して恩恵を与えることにより、高度な産業集積を図るクラスター型経済政策の実施
行政関連	
許認可円滑化法	諸所の許認可手続きについて、行政裁量による障害を排除し、効率的な運営を行うことを目的として制定
汚職防止法	外国公務員への贈賄行為および法人責任についても処罰の対象として記載
ビジネス関連	
集団訴訟法	集団訴訟による個人・少額被害者の保護および効率的な訴訟実務の実施を目的
事業担保法	「事業」を担保設定できるようにすることで資金調達の可能性を拡大

【表2】2016 年に実施予定の主な法令・規制改正

- 新憲法の公布・施行
- 労働者保護法の改正
- 移転価格税制の法制化

(ITC:International Trading Center)および国際統括本部(IHQ:International Headquarters)が奨励対象業種として導入されています。

ITC および IHQ については、特に ASEAN における事業・物流・金融の統括機能を果たす地域会社の誘致に向けた重要な政策であり、BOI の責任者自らが日本をはじめ各国へ出向き、多くのセミナー・説明会を開催しています(表3)。

(2) クラスター型経済特区の設置

タイ暫定政権は 15 年 10 月、さらなる投資誘致を図るため、特定産業を特定地域に集積させるクラス

ター型経済特区の設置を発表しました。

対象産業を「スーパークラスター」「その他クラスター」「クラスター支援産業」に分け、それぞれの指定地域(県)で行う場合には、法人税の減免(最大 15 年間の免税)等の大きな恩恵を付与しています。当該クラスター型経済特区制度においては、いずれの事業についても地域の教育研究機関との協力を義務付けていることも特徴です(表4)。

【表3】ITC・IHQ の定義と主な恩恵

	国際貿易センター:ITC	地域統括本部:IHQ
内容	商品、原材料、物品の購入・販売および海外企業に対する貿易関連サービスを提供する	関連会社に対して、経営管理サービス・技術サービス・その他支援サービスを提供する
主な恩恵 (注)	・ 三国間貿易(Out-Out transaction)にかかる法人税の免除 ・ 貿易関連サービス収益にかかる法人税の免除 ・ 外国人従業員にかかる個人所得税の優遇 ・ VISA および労働許可証(Work Permit)取得にかかる優遇	・ 関連会社に対するサービス収益にかかる法人税の減免 ・ 関連会社に対する貸付金利息にかかる法人税の免除 ・ 外国人従業員にかかる個人所得税の優遇 ・ VISA および労働許可証(Work Permit)取得にかかる優遇

(注)各恩恵を取得するにあたっては、個別に最低支払い費用や給与等の条件があります。

(資料)BOI

【表4】クラスター別 対象業種

スーパークラスター	・ 自動車・自動車部品産業 ・ 電気・電子機器および電気通信部品産業 ・ デジタル産業 ・ 環境配慮型石油化学および化学品産業
その他クラスター	・ 農産品加工業 ・ 繊維・アパレル産業
クラスター支援産業	・ 研究開発、バイオテクノロジー、輸送システム、物流サービスといったスーパークラスターもしくはその他クラスター産業を支援する産業

(注)産業ごとに投資地域(県)が指定されています。またクラスター支援産業については、支援するクラスターと同じ県内に立地する必要があります。

(資料)BOI

2. 行政関連

(1) 許認可円滑化法

タイでは、各種の許認可業務にかかる行政について、各政府機関管理の下、担当官に幅広い裁量権が認められています。その結果、許認可手続きに過度な時間を要したり、またはグレーな部分が生じたりといった問題が発生していました。そこで、タイ暫定政権は許認可業務の円滑かつ透明な運営を図るため、許認可円滑化法を制定・施行しました。

許認可円滑化法によると、各行政機関は、許認可に関する情報提供および申請の受け付けを行うサービス・リンク・センターを設置し、また担当官は審査手続きについて標準化されたマニュアルの下、定められた期間内で完了させなければならないとしています。恣意的な審査を行った担当官については、刑事訴訟の対象にもなります。タイ国の国際競争力の向上のためにも許認可業務の安定化が求められています。

(2) 汚職防止法

15年7月には、汚職防止法が改正・施行されました。汚職撲滅はタイ暫定政権の重要な公約の一つです。主な変更点としては、①タイ国家公務員だけでなく、外国政府の公務員および国際機関職員への贈収賄も処罰の対象となること、②贈収賄に関連した法人に対しても責任を問うとしたこと、です。

②については、贈収賄行為が法人の利益のためであると認められる場合、当該法人に不正行為を防止するための適切な内部統制が敷かれている場合を除き、当該法人にも処罰が科されることになり

ます。この汚職防止法においては贈収賄罪に対し刑法よりも重い処罰が定められています。

3. ビジネス関連

(1) 集団訴訟法

15年12月から集団訴訟法が施行されています。集団訴訟(クラス・アクション)とは、同一の行為や事実から複数の者が被害を受けた場合等、同一の利害関係を有する複数の者が一体となって起こす訴訟を言います。集団訴訟法の制定の主な目的は、個人や少額被害者といった立場の弱い被害者の保護、効率的な裁判の実施、訴訟件数の低減などです。

集団訴訟について欧米や日本での先例を見ると、地域住民による環境問題、労働者による賃金・地位の回復問題、株主・債権者による投資被害、消費者による製造物責任の追及、患者による医療補償、といったものが生じています。集団訴訟においては、敗訴した場合の賠償額が多額となることも特徴ですので、特にこれらに関連する企業・事業主においては、ガバナンスの改善や仮に集団訴訟が発生してしまった場合の対応想定など、一度事前に検討されるのが良いと思われます。

(2) 事業担保法

15年11月、新たに事業担保法が公布され、16年7月より施行されます。本法により、以前の物的担保制度では対象とならなかった、「事業(事業で利用される財産全般)」や「特定資産(契約上の権利や知財権等を含む)」が担保物件として設定可能となりました。

これらの事業担保については、担保権者に担保

物件を引き渡さなくてよく、担保権設定者である事業主は引き続き担保物件を使用できるという特徴があります。当該事業担保法の導入により、将来のキャッシュフローを担保に資金調達を行い、より大きなプロジェクト投資を実施するといったダイナミックな経済活動が期待されています。

4. 16年に改定予定の法令

16年最大の法令改定と言えば、国民投票による憲法改正が予定されている点です。新憲法の草案については、15年10月に議会で否決されていたん白紙に戻りましたが、新憲法の制定およびその後実施される総選挙を通し、現状の政局不安からの脱却が求められます。

その他、労働者保護法の7年ぶりの改定や、他国では調査が活発化している移転価格税制についての法令化も予定されています。

当地でビジネスを行うにあたっては、その土台となる諸法令・制度に対して適切に順応していくことが何よりも重要なことといえます。



金井 健一

(かない けんいち)

Fair Consulting (Thailand)

フェアコンサルティング・タイランド

大手監査法人国際部にてグローバル企業の監査業務に従事後、コンサルティング会社にて国際ビジネス部長を歴任。ASEAN 各国において日系企業が抱える諸問題に対する支援業務を実施。特に、海外子会社における管理体制構築には定評がある。現在バンコクにて、進出スキームの検討や現地での会計税務サポートおよび業務展開に対するアドバイスを行っている。

Business 【Vietnam】



TPP 協定による 小売業規制の大幅緩和

山口 健次郎 Frasers Law Company

一 総論

日本もベトナムも環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement、以下「TPP 協定」）の参加国の一つとして、現在さまざまな議論が行われています。TPP 協定とは、日本およびベトナムのほか、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国の合計 12 カ国の間で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められている経済連携協定です。TPP 協定は、2015 年 10 月のアトランタ閣僚会合において大筋合意に至り、今年2月に協定に署名しました。

今回は、TPP 協定が発効された場合、日本企業によるベトナム投資に対して影響を与え得る重要なポイントを紹介したいと思います。

二 外資参入基準の明確化および小売業規制の大幅緩和

1 ネガティブリスト化

ベトナムにおけるサービス業の外資規制の緩和に関するロードマップは、2007 年の WTO 加盟時の公約文書（以下、「WTO コミットメント」）に記載されています。この WTO コミットメントはポジティブリスト

の形式で記載されているため、すべてのサービス業をカバーしているわけではなく、記載のない業種に対する外資参入については当局の裁量に委ねられており、どういった場合に投資が認められるかについては不明確です。また、15 年 12 月 27 日に施行された投資法施行細則（Decree No.118-2015-ND-CP）第 10 条第 2 項においても、WTO コミットメント等で外資の参入について言及されていない業種については、投資登録証（Investment Registration Certificate:IRC）の発行に関して事前に関連省庁の意見照会が求められるなど、投資が可能かどうか事前に判断するのが困難な場合が多くあります。

これに対し、TPP 協定は、ネガティブリストの形式で記載されています。したがって、WTO コミットメントのポジティブリストとは異なり、リストに記載のない業種については、外資規制が適用されないことを意味することになります。

つまり、TPP 協定が発効された場合、ベトナム投資を検討する日本企業にとっては、ベトナム国内で行おうとする業種がネガティブリストの中に記載されているかどうかを判断すればよく、当該業種がリストに記載がないときは外資規制が適用されないという前提で投資を行うことができます。これによって外資規制の有無を判断し易く、投資を行うに際して

予見可能性が高まるとともに、当局の裁量によって外資参入の可否が左右されるという不安定な要素が大幅に減少すると考えられます。

2 ENT テストによる規制の撤廃

ベトナムにおける小売業に対する外資規制に関しては、WTO コミットメントによって、段階的に外資規制が緩和され、09 年1月1日より、100%外資企業も一部の物品を除いて小売業に従事することが可能となっています。

しかしながら、WTO コミットメントおよび国内法令に基づき、外資企業による2店舗目以降の小売店舗開設の可否については、各地域の経済的需要に応じて個別に判断されるという、経済需要テスト (Economic Needs Test - いわゆる ENT) をクリアする必要があります。この ENT については、その判断基準が抽象的・不明確であり、実務上、当局の広範な裁量によって個別に判断され、外資企業にとっては2店舗目以降の小売店舗の開設が事実上困難でした。

このような背景の下、商工業省 (Ministry of Industry and Trade) は、13 年4月 22 日付で、2店舗目以降の小売店舗の開設に関する規制を緩和する内容の通達 (Circular No. 08/2013/TT-BCT) を公表し、「商取引が行われることが企図される地域として指定を受け、かつ、インフラが整備されている地域」において、面積 500 m²未満の規模の小売店舗を開設する場合には、当該小売店舗の開設については、ENT を経る必要がないという例外を設けました¹。

¹ 当該通達 (Circular No. 08/2013/TT-BCT) の具体的な内容は以下のとおりです。

これによって、例えば、ショッピングモールのような施設内における小規模の小売店舗については、ENT が不要になるケースも多くなると期待されました。しかしながら、「商取引が行われることが企図される地域」としてどのような地域が指定を受けるのか、また、「インフラが整備されている地域」というのが具体的にどのような内容を指すのかなど、なお不明確な点が残っており、日本企業を含む外国企業にとって小売業の多店舗展開は一定のハードルが残っていました。

これに対して、TPP 協定では、上記通達による規制の緩和をさらに推し進めることが約束されています。すなわち、TPP 協定は、TPP 協定発効後5年間の猶予期間を経て、条件無しに2店舗目以降の小売店舗の開設の可否についての ENT を免除することを規定しています。

したがって、TPP 協定が発効された場合、小売業の展開を検討する日本企業にとっては、ENT が不要であることを前提として、多店舗展開についての合理的なビジネス判断を行うことができます。現状では、2店舗以降の展開が認められるかどうか不透明であり、多くの日本企業が多店舗展開につい

① ENT の判断基準として、(i)小売店の数、(ii)市場の成熟度、(iii)人口密度、および(iv)小売店舗が開設される地区の規模が挙げられています(この判断基準の内容については従前から大きく変更ありません)。

② 中央直轄市または省の都市計画、商取引が行われることが企図される地域として指定を受け、かつ、インフラが整備されている地域において、面積 500 m²未満の規模の小売店舗を開設する場合には、当該小売店舗の開設については、ENT を経る必要がないことが規定されました。ただし、上記中央直轄市または省の計画が変更された場合には、ENT を経る必要が生じます。

③ 省レベルの人民委員会は、上記①の判断基準への適合を審査するために、諮問委員会を設置し、当該諮問委員会の決定については、省レベルの人民委員会の承認が必要とされています。

て適切な計画を立てることができず、小売業での進出自体を控えるなどさまざまな支障が生じていました。TPP 協定の発効はかかる現状を大きく改善するものであって、ベトナム国内において日本企業による複数店舗による小売業の展開が拡大することが期待されます。実務的には、TPP 発効後に1店舗目の小売店を開設するとともに、TPP 協定発効後5年間の猶予期間中に現地での実際の状況(売上や市場調査など)を判断しながら2店舗目以降の展開を検討することも一考の価値があるものと考えます。

三 まとめ

TPPの発効条件は、原則として、12 カ国すべての批准により発効することになっていますが、12 カ国の政府による合意署名後、2年以内にすべての国で国内承認手続きが終わらない場合には、「国内総生産(GDP)で全体の 85%以上を占める6カ国以上の批准」が発効の条件となっています。この点、12カ国の合計 GDP のうち、米国は約 60%、日本は約 17%を占めているため、TPP の発効には米議会と日本の国会の承認が不可欠となっています。したがって、TPP の発効についての日本の役割は極めて大きなものとなっていますが、日本国内に限っても担当大臣の辞任問題など TPP の発効にはまだまだ障害が残っているものと思われます。いずれにせよ、TPP 協定の発効までまだしばらく時間がかかりそうですが、TPP 協定では、上記のほかさまざまな外資規制が緩和される見込みで、日本企業によるベトナムへの投資の増加が期待されます。一方、当局による実際の運用に関しては今後の動向に注視する必要があるでしょう。



FRASERS
LAW COMPANY

山口 健次郎

Frasers Law Company
森・濱田松本法律事務所
弁護士(東京弁護士会所属)

2007 年東京大学大学院公共政策学教育部中退。
13 年北京大学外資企業 EMBA 高級研究班修了。
08 年弁護士登録。10 年より森・濱田松本法律事務所
にアソシエイトとして参加。14 年 2 月より Frasers
Law Company (ベトナム・ホーチミン市) 出向中。



【India】インドの税制 第 57 回

税源侵食と利益移転 - BEPS 行動計画 -

宮下 準二 KPMG インド

1. はじめに

多国籍企業による過度な租税回避行動に対する措置として、OECD 租税委員会（議長：浅川財務相財務官）がまとめたアクションプランの最終報告書（以下「BEPS 行動計画」）が 2015 年 10 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（ペルー・リマ）に提出、同年 11 月 G20 サミット（トルコ・アンタルヤ）に最終報告され、国際課税に関する重要な一歩を踏み出した。

BEPS とは Base Erosion and Profit Shifting の頭文字をとったもので（財務省は「税源侵食と利益移転」と翻訳）、各国課税権の配分すなわち二重課税の調整を目的に設定されている現行の国際課税ルールについて、当該ルールの隙間をついた、課税逃れを目的とした企業行動である。BEPS それ自体が直接法を犯すものではないものの、08 年のリーマンショック後の所得格差拡大、法人税収低下という状況の中で、価値創出の場と税負担の場が一致しない多国籍企業による過度な租税回避行動は世間からも非難を浴び、新たな国際課税ルールの成立を後押しする形となり、BEPS 行動計画として結実をみた。

BEPS 行動計画は今後、各国に持ち帰られ法制化されることから、インド国内法上の整備について注視していく必要がある。

2. BEPS 行動計画概要

BEPS 行動計画は 15 のアクションプランから構成されるが、大きくは三つの観点から整理することができる。

実質性 - 価値創出の場の明確化	行動計画1 電子商取引課税
	行動計画2 ハイブリッド・ミスマッチ取決め効果の否認
	行動計画3 外国子会社合算税制
	行動計画4 過大利子控除制限
	行動計画5 有害税制への対抗
	行動計画6 租税条約濫用の防止
	行動計画7 Permanent Establishment（以下「PE」）認定の人為的回避の防止
	行動計画8 移転価格 - 無形資産
	行動計画9 移転価格 - リスクと資本
	行動計画10 移転価格 - その他租税回避行動
透明性 - 情報開示	行動計画 11 BEPS 関連データの収集・分析
	行動計画 12 タックス・プランニングの義務的開示
	行動計画 13 移転価格文書化再検討
予見可能性 - 企業の不確実性の排除	行動計画 14 相互協議手続の効果的運用
	行動計画 15 多国間租税条約協定の開発

これら行動計画のうち、実質性の部分では、価値創出が実質的にどこでなされたかを明確にすることで、国際課税ルールを表面的に適用して実質

的な価値創出の場とは異なる場での課税を達成する企業行動を制限することを目的としている。

また、透明性の部分であるが、これまでは各国税務当局間の情報交換が乏しく、さらに、各国がそれぞれに文書化等の情報開示を企業に求めてきたため、企業グループ全体におけるグローバルでのタックス・プランニングに関する情報の把握が困難という状況にあった。そのため、これを改善し、より効果的に課税逃れを発見する仕組みを構築することを目的としている。

予見可能性の部分では、今後想定される法制化の中で、各国独自のルールへの対応が求められることで、グローバルな企業行動が萎縮してしまうことがないよう、複数国間で通用する租税条約を開発する等、不確実性を排除することを目的にしている。

15 ある行動計画のうち、インド会社にとって特に重要と考えられる『行動計画 13 移転価格文書化再検討』および実質性の部分から主要な行動計画について例を用いて解説する。

3. 透明性 - 情報開示(行動計画 13)

『行動計画 13 移転価格文書化再検討』は、多くの企業が対応を求められる最も重要な項目といえる。当該行動計画が要求する移転価格文書は、ハイレベルな観点から作成される国別報告書とマスターファイル、マスターファイルを補完する情報が記載されるローカルファイル、以上3つの文書から構成される。現状、インド国内法上は、1,000万ルピーを超える国内および国外関連者取引がある場合には、移転価格文書の作成が求められるが、当該行動計画における情報開示要求事項

はより多岐にわたり、これまでとは異なる観点からの情報提供が企業に求められることから、開示対象企業グループに該当する場合には、特に作成初年度において、これまで以上の作成努力が必要になると考えられる。

国別報告書

事業活動を行う各国における国別の所得、納税額等の財務情報、従業員数や事業活動等について記載するもので、親会社税務当局に提出されると、原則、租税条約に基づく自動情報交換方式(以下「条約交換方式」)により各国税務当局に共有され、概括的な移転価格リスク評価が行われる。なお、各国税務当局による情報共有の方法は、前述の条約交換方式のほか、当局間の情報交換に実効性がない場合等の状況下では、子会社が各国税務当局に提出する方法(以下「子会社方式」)が採用される。

- 対象年度: 2016年1月1日以降開始事業年度(事業年度終了から1年以内に提出)
- 対象企業: 前事業年度連結売上高7億5,000万ユーロ以上
- 報告内容: 所在国ごとの総収入、税前利益、資本金、利益剰余金、法人税額、有形資産、従業員情報等
- 作成者: 究極親会社
- 提出先: 究極親会社の税務当局(「条約交換方式」により海外税務当局と情報共有)

マスターファイル

従来の移転価格文書では多国籍企業の全体像が把握できないことから、グローバルな事業活

動概要や所有する無形資産情報、企業内金融活動情報等についての記載を求め、税務当局が重要な移転価格リスクの特定に用いられる。

- 対象年度: 特に規定されていない
- 対象企業: 特に規定されていない
- 報告内容: グループ事業概要、無形資産、企業内金融活動、財務状況、納税状況、移転価格ポリシー等
- 作成者: 究極親会社
- 提出先: 各国税務当局(「子会社方式」により海外税務当局と情報共有)

ローカルファイル

各社毎の組織図や経営戦略、主要な関連者取引とその背景、移転価格ポリシー等、マスターファイルの情報を補完し、重要な移転価格リスクの特定に用いられる。

- 対象年度: 特に規定されていない
- 対象企業: 特に規定されていない
- 報告内容: 個社の組織図、経営戦略、競合他社、関連者との取引背景、移転価格ポリシー等
- 作成者: 親・子会社各々
- 提出先: 各国税務当局

インド会社には、国別報告書およびマスターファイル作成のための情報提供とローカルファイルの作成が親会社等から求められるが、作成方法等について親会社等からの指導を期待できるものの、これまで把握してこなかった情報提供が要

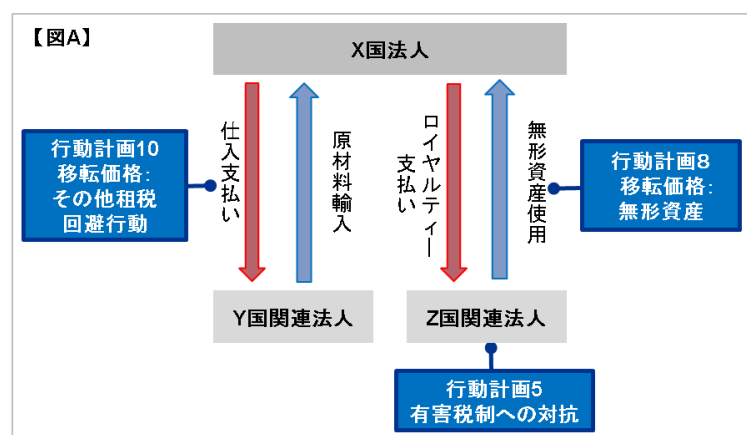
求されることから、より早い段階での対応が求められる。

4. 実質性 – 価値創出の場の明確化 (行動計画3、4、5、6、8、9、10)

価値創出の場の明確化に関して示されている行動計画は、実際の企業行動に直結する部分であり、該当がある場合には留意が必要になる。ここでは二つの例を用い、図Aで行動計画5、8、10を、図Bで行動計画3、4、6、9について解説する。

図Aは、グローバルに展開するコーヒーチェーンが実際に行った BEPS を簡略化したものであるが、通常課税国 X 国にある法人(以下「X 社」)は軽課税国 Y 国にある法人(以下「Y 社」)からコーヒー豆を仕入れている。Y 国ではこのような日用品にかかる所得に関して軽税率を課す優遇税制を設けており、X 社グループは実体のないインボイスシングカンパニーとして Y 社を設立し、Y 社に利益を移転していた。

また、知的財産から生じた所得に対して軽税率を課す優遇税制、いわゆるパテントボックス税制を設ける Z 国に実体のない法人(以下「Z 社」)を設立、実質的な経済活動がない Z 社にコーヒー製法特許をもたせ、当該特許利用者である X 社から



Z 社にロイヤルティーが支払われ、軽課税国にある Z 社に利益を移転していた。

このように、仕入取引や知的財産の利用といった機能毎に優遇税制等を求めて取引対象国を決定、軽課税国に実態のない会社を設立して利益を移転することで、グループ全体の税金コストの低減を達成している。さらに、当該企業は取引価格＝移転価格の決定に当たっても、企業が目論む価格（軽課税国にある Y 社および Z 社により大きな利益が落ちるような価格）設定に成功していた。

このような BEPS に対して、『行動計画 10 移転価格 - その他租税回避行動』では、クロスボーダーのコモディティー取引については、移転価格決定に当たり一般的な方法である Transactional Net Margin Method（以下「TNMM 法」）ではなく、Comparable Uncontrolled Price Method（以下「CUP 法」）を利用すべきとしている。

営業利益水準を指標とする TNMM 法は、比較可能な非関連者取引情報の収集が困難な場合でも実効性がある方法として一般化しているが、比較可能な取引条件の収集が容易なコモディティー取引については TNMM 法よりも CUP 法がより直接的に実態を表し、企業側の人為的な価格設定がしにくいという趣旨で設定された行動計画と考えられる。

また知的財産については、その固有性から企業の主張に対する税務当局の反証が困難であるという問題を抱えているが、この点、『行動計画 8 移転価格 - 無形資産』では、Discount Cash Flow 法の導入や、取引開始当初の計画を事後的に調査し、予測利益と実際利益の乖離を確認す

る所得相応性基準を示している。

さらに、『行動計画 5 有害税制への対抗』では、パテントボックス税制を求めて軽課税国に設置された実体のない Z 社を、実質性基準に基づき有害税制適用会社として位置づけ、開発活動実態割合に応じて課税するとしている。

図 B では、資金提供は行方が重要な経済活動等を行わない法人を軽課税国に設置し、資金提供や無形資産を利用して多額の超過利潤を得る、いわゆるキャッシュボックスという BEPS の典型事例を紹介する。

軽課税国 X 国に重要な経済活動は行わず資金だけを持たせたキャッシュボックスを設置、当該会社から通常課税国である Y 国法人に対して、不要な貸付等による過剰な利払いをすることで軽課税国に利益を落とす BEPS、もう一つはキャッシュボックスから Y 国法人に資金提供して無形資産を開発させ、当該無形固定資産をキャッシュボックスが低額で譲受、キャッシュボックスが多額のロイヤルティーを得るという BEPS である。

過剰な利払いに関する BEPS に対しては、『行動計画 4 過大利子控除制限』として、一定の基準を超えた利子支払額（純支払利子額が EBITDA の 10% から 30% を超える場合。基準数値は各国で法制化）は損金として認めないとするもので、日本では過大支払利子税制としてすでに法制化されている。

また、『行動計画 9 移転価格 - リスクと資本』では、資金を提供しているという理由だけでは、無形資産の実質的所有者としては認められず、キャッシュボックスに不適切な利益が帰属するこ

とがないよう、取引自体を否認、キャッシュボックスを利用した BEPS を制限する。

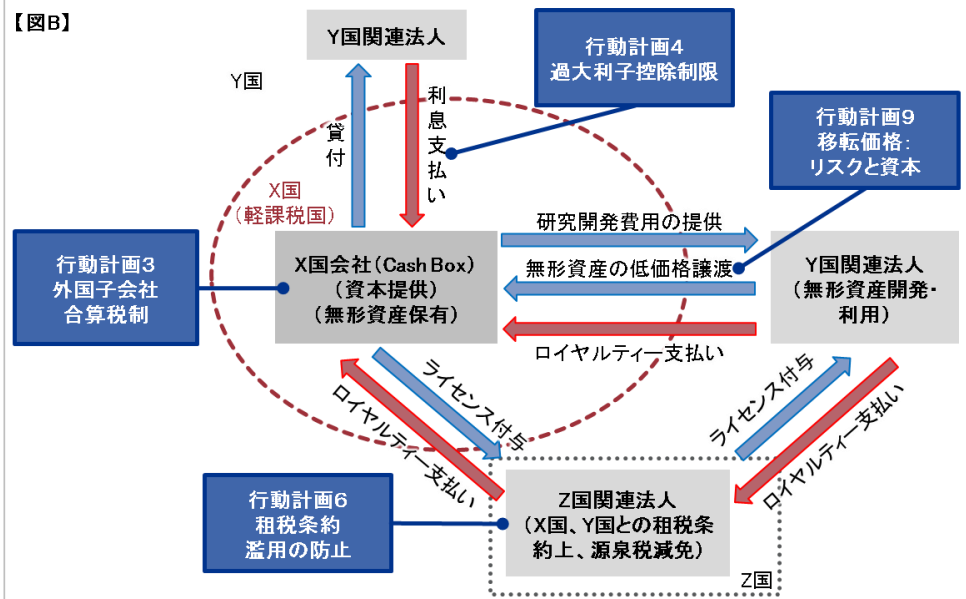
さらに、無形資産を利用した場合、一定率が源泉された上で無形資産所有者にロイヤルティーが支払われる場合が多いが、源泉税を減免する措

置を取る国(Z 国)もある。当該措置を利用して、Z 国にペーパーカンパニー(以下「Z 国法人」)を設立、無形資産所有法人であるキャッシュボックスと無形資産利用法人である Y 国法人が直接取引するのではなく、Z 国法人を介して取引することで、ロイヤルティー支払い時に源泉されることなく、その全額を軽課税国にあるキャッシュボックスが回収可能になる。

『行動計画6 租税条約濫用の防止』では、このような BEPS を阻止するために、租税条約の恩典を受ける場合の要件を設定、当該例では Z 国法人が、第三国の居住者に支配されていないこと、実質的な経済活動が行われていること等の要件の充足が求められる。

また、日本では既に法制化されているが、『行動計画3 外国子会社合算税制』では、実体のないキャッシュボックスに利益を移転させたとしても、実質的な経済活動が伴わない場合には、キャッシュボックスが稼得した利益は親会社利益とみなして親会社所在国において合算課税を求めている。これはキャッシュボックスのみならず、持株会

【図B】



社や付加価値を付けずに他国に転売するインボイシングカンパニーが稼得する利益も対象になるので留意が必要である。

5. 実質性 - 価値創出の場の明確化 (行動計画7)

国際課税の原則的なルールでは、PE がない国で課税されることはないため、PE としての認定を人為的に回避する企業行動が取られることがある。『行動計画7 PE 認定の人為的回避の防止』では、このような BEPS への対抗措置が示されている。

現行 OECD モデルでは代理人を利用して物品販売する場合、「企業(本人)(=外国会社)の名で契約を締結する」者は代理人 PE として認定される。従って、外国会社の名ではなく代理人の名で契約を締結したり、あるいは、契約締結に至る実質的な活動を代理人が行い、契約締結のみ外国会社が行うことで PE 認定を回避することが可能である。また、現行 OECD モデルでは代理人業を通常業務とする者は独立代理人としての地位が与えられ、PE として認定されないため、代理人業のみを

行う関連企業を設立し、これを独立代理人とすることで、外国会社が現地販売子会社を設置することなく自社製品を販売、販売国での課税を逃れることが可能であった（独立代理人が稼得する手数料のみが販売国にて課税）。

このような BEPS に対し、行動計画7では、これまでの契約社名を基準とした判断をするのではなく、新たに契約類型基準という考えを示しており、企業（本人）の物品の販売契約という契約類型については、契約社名に関わらず代理人 PE として BEPS を制限している。これにより、代理人を利用した販売契約を締結する場合には PE 認定され、販売が行われる国において売買益が課税される可能性が高くなる。さらに、独立代理人の地位について、専ら関連会社のために業務を行う者については独立代理人の定義から除外し、グループ会社を利用して建前上のルールを充足したとしても認められず、より実質的な判断の中で PE 認定されることになる。

また、仮に施設があった場合でも準備的・補助的活動であれば PE 認定されないという例外規定について、現行 OECD モデルでは機能を細分化して、実質的な活動がない状態（準備的・補助的活動のみの状態）にすることで、人為的に PE 認定回避が可能であったが、当該 BEPS に対して、「いかなる活動も準備的・補助的活動でない場合は PE 認定の例外としない」としており、特定の活動（例えば商品の引き渡しのみを行う活動）は準備的・補助的活動ではないとしている。つまり、前述の建前上のルールの充足では認められず、より実質的な判断の中で PE 認定されることになる。

PE については、移転価格と並んでインドでの課

税リスクが高い領域の一つであり、現状においても非常に厳しく運用されていることから、行動計画7に対する国内法制化による実質的な影響は限定的にも思える。一方、これまで根拠が不明瞭な中で税務当局による更正が、国内法制化に基づく根拠ある更正と成り得ることから、今後の成り行きに留意する必要がある。

6. おわりに

BEPS 行動計画は、各国の財務当局が共同して作成したものであり、経済界の声が十分に反映された形にはなっていない。BEPS 行動計画は、二重非課税のような過度な租税回避行動の阻止を目的とするものであり、新たな規制によって実態のある経済活動が萎縮してしまうような状況は当然に避けられるべきである。BEPS 行動計画の次のステップとして、OECD 租税条約・移転価格モデルの改訂、さらに、各国において国内法制化されることになるが、法制化に当たっては、経済界の声を十分に反映した合理性のある制度の成立が望まれる。

宮下 準二
(みやした じゅんじ)
KPMG インド
(デリー)
アソシエイトディレクター
日本国公認会計士
米国公認会計士



2001 年 10 月朝日監査法人（現、あずさ監査法人）入所。日本上場企業、USSEC 登録企業、IFRS 適用企業の会計監査、デューデリジェンス、USSOX・JSOX 導入業務に従事。2014 年 8 月 KPMG インドデリー事務所へ赴任。

Business 【Philippines】



フィリピンでの法人設立

淵上 享 Fair Consulting Group Philippines

はじめに

フィリピンへの日系企業の進出件数は、ここ数年堅調に推移している。従来は、比較的安価で安定している人件費、および充実した投資優遇制度を背景に、製造業の進出が目立っていたが、最近ではそういったメーカーに商品を卸す専門商社や IT 事業者の進出も増加傾向にある。また、大手企業のみならず、中小規模企業の進出も増加しており、地方公共団体や民間企業主催による視察団の訪比も少なくない。

本稿では、フィリピンにおける外国法人の設立手続きの概要およびこれに関連する会社法の規定等について説明する。

外国法人の設立手続き

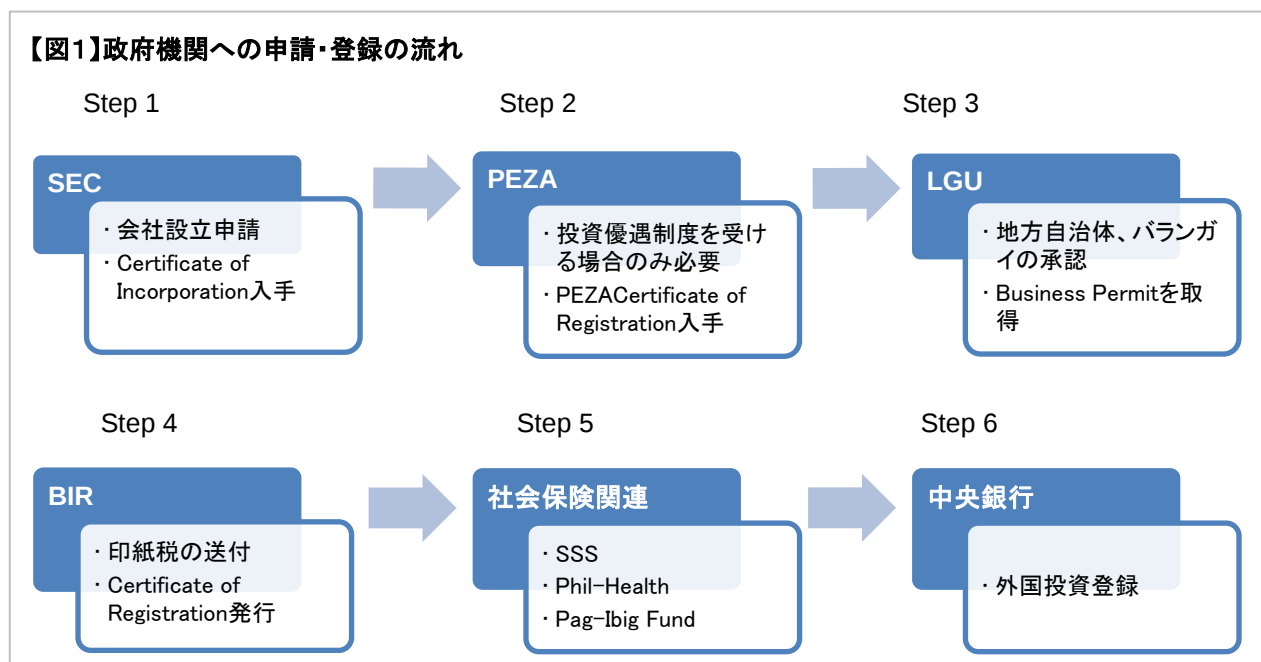
1. 法人設立手続きの流れ

フィリピンにおける法人設立の流れは概ね図1のとおりである。

特徴的なのは、投資優遇制度の適用を受けるためにはフィリピン経済区庁 (PEZA) への登録が必要とされていることである。各手続きにおいて必要とされる書類や認可取得までの所要期間は後述するが、PEZA 登録のためには比較的多量の資料を準備する必要がある。

危険物や化学品・薬品を取り扱う場合には、環境保護関連の資料が含まれるため、資料の準備や手続きに要する期間は少々増大することになる。さ

【図1】政府機関への申請・登録の流れ



らに、ラグナ湖周辺エリアなど工場進出予定地によっては、その地域によって追加的に環境保護関連の手続きが必要になる。

また、法人設立手続き完了後には、実際に事業を開始するための手続き、例えば、PEZA による事業開始のための検査、電子通関システムや電子税務申告システムなどの開通も必要になる。中でも、PEZA 登録企業でない企業の電子通関システムの開通には相当程度の期間を要するため、留意が必要である。

2. 法人設立手続きに際しての主な必要書類および所要日数概算

法人設立の際に必要な書類と手続きにかかる日数は概ね下表 1 のとおりである。中央銀行における

外国投資登録は設立手続きそのものではないものの、将来外貨を購入して配当や投下資本の回収を行うためには必須の手続きとなる。

この中央銀行での外国投資登録を除き、手続きのみに要する期間は、順調に進捗した場合、全体として4カ月程度になる。ただし、工場の建設や内装工事は下表の期間には含まれていないため、これらの期間は別途考慮する必要がある。

また、PEZA 登録に際し、PEZA が登録を許可するか否かの会議の開催頻度が原則月2回であるため、ターゲットとしている当該会議に申請が間に合わない場合は、自動的に2週間程度手続きが遅れることになる。

よって、PEZA 登録を前提とした場合の製造業に

【表1】必要書類および所要日数概算

関係政府機関	主な必要書類	所要日数概算
SEC (証券取引委員会)	SEC 申請フォーム (Form F-100) 社名確認書 (SEC からの) 定款、付属定款 (定款細則) 銀行の資本金払込済証明書 Treasurer-in-Trust の公証済宣誓書等	2 週間程度 (必要書類が 完璧に整ってから)
PEZA (投資優遇制度を申請する場合)	PEZA 申請フォーム (RA3019) Certificate of Incorporation 定款、付属定款等 Project Brief (事業計画書)	6 週間から 8 週間
地方政府、 バラングイ (区役所)	営業許可書申請書 Certificate of Incorporation リース工場の場合はリース契約書等	2 週間から 3 週間
BIR (内国歳入庁)	BIR Form (1903) Certificate of Incorporation 写し 定款、定款細則写し 会計帳簿 リースの場合はリース契約書等	1 週間
社会保障制度 (SSS) 等	社会保険関連の各種申請書等	4 週間
Bangko Sentral (中央銀行)	外国投資登録	数カ月

よる進出では、規模が小さい場合でも、生産開始までに概ね9カ月程度を要しているケースが多いと思われる。

会社法関連規定

次に、設立後の組織体制に関する会社法の規定を紹介する。

株主総会関連の規定は、100%子会社をフィリピンに設立する場合はあまり意識する必要はないかもしれないが、外資規制によりそれが認められていない場合等、合併企業をフィリピンに設立される場合にはご留意いただきたい。

フィリピン進出を検討されている企業からは、財務役や会社秘書役の役割など、日本では馴染みのない役員関係のご質問をいただくことが多い。財務役は、いわば CFO や監査役に近い役職であり、会社秘書役は、社内司法書士のような役職である。社長を除く役員はこれらの役職を兼務することができるが、居住地要件や国籍要件が定められているため、現地の会計士や弁護士に委任するケースが多い。

また、取締役の最低人数は5人であるが、そのうち過半数はフィリピン居住者（日本人でもよい）である必要があるため、適切な駐在員を複数派遣することができない企業は、財務役や会社秘書役同様、現地の弁護士等に委任するケースも少なくない。

①株主総会関連

招集時期	＜定時＞1年に1度（付属定款に定めていない場合、4月のいずれかの日） ＜臨時＞随時
定足数	発行済株式の過半数を保有する株主の出席
議決権	1株1議決権
決議要件	＜普通決議＞ 出席株主の議決権の過半数の賛成 ＜特別決議＞ 発行済株式の3分の2以上の賛成 （取締役の解任、利益相反取引の追認、配当など） ＜重要事項＞ 取締役の過半数の同意と発行済み株式の3分の2以上の賛成 （定款変更、増減資、社債の発行、重要な営業財産の譲渡等、自社の主目的以外を主目的とする会社への投資、合併の承認、解散など）

②取締役会・取締役関連

人数	5～15名
居住地	過半数はフィリピン居住者
国籍	規定なし
選任	株主総会普通決議
解任	株主総会特別決議
任期	1年
報酬	原則、付属定款で定める（取締役全員の年間報酬総額は、会社の前年度税引前純利益の10%を限度）
取締役会開催時期	取締役選任後直ちに開催し、その後は原則、毎月開催
同議決権	1人1議決権（特別利害関係人を除く）
同定足数	取締役の過半数
同決議要件	出席した取締役の過半数（特別利害関係人を除く）

③財務役・会社秘書役関連

	財務役	会社秘書役
要件	・1名以上 ・国籍や居住地の制限なし(原則) ・社長以外は兼務可能	・1名以上 ・フィリピン人であることが必要 ・社長以外は兼務可能
役割	会計面などについて責任を負う会社役員	株主総会の委任状の管理、取締役の解任を目的とする会社の臨時株主総会の招集、選任された取締役の氏名、国籍および居住地住所等の証券取引委員会への提出など

最後に

海外進出に際しては、やはり不測の事態が発生しがちである。海外現地法人の設立は海外での事業展開という意味ではまだ準備段階に過ぎないものの、なかなか計画通りに進まないことも多い。それでも基本的な枠組みを知った上で手続きを進めることができれば、障害に直面した場合に、何が問題になっているかを的確に把握したり、その障害への対応を練ることができたりと、知らなかった場合に比べ容易になると思われる。海外での事業は、不測の事態を完全に回避することが難しいが、その発生可能性をできる限り抑えるべく、事業計画を含むフィージビリティ・スタディの実施が肝要である。

**淵上 享**

Fair Consulting Group
Philippines, Inc.

大学卒業後、あずさ監査法人大阪事務所に入所。監査法人では、多様な業種の法定監査、IPO コンサルティング、M&A に係るデューデリジェンスおよび企業価値評価、内部統制の構築支援など、多様な業務に従事する。そこで得られた経験と、多様な業種の会計知識や、市場・経済環境、取引形態などの知識を生かし、付加価値の高いサービスを提供している。



【China】解説・中国ビジネス法務 第21回

中国テロリズム防止法の制定と 企業への影響

鈴木 幹太 森・濱田松本法律事務所

I はじめに

2016年1月1日に「中華人民共和国テロリズム防止法」¹(以下、「反テロ法」)が施行された。反テロ法は、テロ活動の防止、反テロ業務の強化、国家の安全、公共安全、生命財産の安全の保護を目的とする法律であるが、中国国内で事業を展開する民間企業に対する義務を規定する条項が存在する。本稿では、反テロ法の概要を説明した上で、民間企業(外商投資企業を含む)に影響する条項を中心に解説する。

II 反テロ法の概要

反テロ法において、テロリズムとは、「暴力、破壊、脅迫等の手段により、社会にパニックをもたらし、公共安全を脅かし、生命身体財産を侵害し、または国家機関、国際組織を脅迫して、その政治、イデオロギー等の目的を実現しようとする主張および行為」と定義されている²。テロ活動として組織的な人身への攻撃や公共施設の破壊、テロ活動実施の扇動、情報や資金の支援などが列挙されているが、その中には「その他のテロ活動」という必ずしも明

確とはいえない項目も存在する³。

反テロ法制定の背景として、近年、テロリズムが世界の平和と発展に影響を与える重要な要素となり、また、中国においても、暴力的なテロ事件が多発し、人民の生命財産に重大な損失を及ぼすなど、テロリズムが国家安全、社会安定、経済発展、民族団結および生命財産の安全に対する深刻な脅威となっているとの認識がある⁴。

反テロ法は、テロリズムに対抗する業務の体制および組織を規定し、こうした業務を指導する機構と関係部門の職責を明確にしている。具体的には、国が、反テロ業務を指導する機構を設立し、この機構が反テロ業務を指導および指揮⁵、公安機関、国家安全機関および検察、人民法院、司法行政機関その他の関係機関が、分担してこれを実行する⁶。また、テロリズムに対抗するために必要とされる手段および措置を規定している。

III 民間企業に関連する条項

反テロ法は、中国で電気通信業務、インターネッ

¹ 中華人民共和国主席令第36号。原文は下記を参照されたい。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-12/28/content_1957401.htm

² 3条1項

³ 3条2項

⁴ 全国人大就反恐怖主义法草案和反家庭暴力法草案等举行发布会

http://www.china.com.cn/zhibo/2015-12/27/content_37394401.htm?show=t

⁵ 7条

⁶ 8条

トサービス、金融、運送、報道機関等を展開する事業者、以下の義務を定めている。

1 電気通信業務、インターネットサービス

反テロ法の草案⁷(意見募集稿。以下、「草案」)は、14年11月3日に公開されたが、その中で世界的にもっとも注目を集めたのが、電気通信事業者、およびインターネットサービスプロバイダー(以下、「ISP等」)に関する規定であった。すなわち、草案では、①ISPがサービスを提供する際、あらかじめ、通信内容の傍受を可能とする技術的なインターフェースを設置すること、および暗号を解読する方法を報告することを求めている⁸。また、②ISP等に関連するサーバーおよび中国内のユーザーのデータを中国内に置くことを義務づけた⁹。これらの規定に対しては、米国政府やグローバルなITサービス企業等が、反対の立場を表明していた。

これに対して、反テロ法では、上記②については削除され、上記①について、ISP等は、公安機関等がテロ活動を防止または調査するために、技術的インターフェースおよび暗号を解読するキーの提供等の技術的支援および協力を義務づける旨の規定¹⁰に変更となった。これらの支援および協力を怠った場合、当該ISP等および責任者等に罰金を科す旨が規定されている¹¹。変更後の規定に対しても、義務の内容が不明確である、情報流出の恐れがある等の懸念が示されているが、いずれにしてもISP等は、上記の規定に基づく公安機関等からの支援

要請があった場合、どう対応するかをあらかじめ検討しておく必要がある。

その他、ISP等は、ネット上の安全を確保し、情報内容の監督制度および安全技術防止措置を実行することにより、テロリズム、過激主義を含む内容の情報の拡散を防止しなければならない。これらの情報を発見した場合、直ちに発信を中止し、関連記録を保存し、関連情報を削除の上、公安機関等に報告しなければならない¹²(違反した場合、罰金の規定あり¹³)。

2 金融機関等

金融機関等は、反テロ業務を指導する機構が公告するテロ活動の組織および人員の資金その他資産を直ちに凍結し、公安部門、国家安全部門および反マネーロンダリング部門に報告しなければならない¹⁴(違反した場合、罰金の規定あり¹⁵)。

3 貨物輸送、物流

鉄道、道路、水上、航空等の貨物輸送等の物流企業は、安全検査制度を実行しなければならない、顧客の身分を確認し、規定に基づき、輸送する物品に対して、安全検査あるいは開封検査を行わなければならない。輸送禁止品、安全上重大な危険がある場合、顧客が安全検査を拒絶した物品は輸送等してはならない¹⁶(違反した場合、罰金の規定あり¹⁷)。

⁷ 反恐怖主義法(草案)全文
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2014-11/03/content_1885027.htm

⁸ 草案 15 条 2 項

⁹ 草案 15 条 3 項

¹⁰ 18 条

¹¹ 84 条

¹² 19 条

¹³ 23 条

¹⁴ 14 条

¹⁵ 83 条

¹⁶ 20 条

¹⁷ 86 条

4 電気通信、インターネット、金融、ホテル、長距離旅客輸送、自動車リース等

電気通信、インターネット、金融、ホテル、長距離旅客輸送、自動車リース等の事業者は、顧客の身分確認を行わなければならない。身分不明者または身分確認を拒絶した者に対しては、サービスを提供してはならない¹⁸(違反した場合、罰金の規定あり¹⁹)。

5 武器、弾薬、取締器具、危険化学品、民用爆発物品、核および放射性物品の生産・輸入

武器、弾薬、取締器具、危険化学品、民用爆発物品、核および放射性物品(以下、「危険物品」)を生産・輸入する事業者は、危険物品等に電子追跡標識を取り付けなければならない²⁰。その他、危険物品の生産、輸出入、販売、使用、廃棄等について、一定の制限がある²¹(違反した場合、罰金の規定あり²²)。

6 報道関係

報道に関して、以下の制限がある。すなわち、模倣される可能性のあるテロ活動の詳細について、報道してはならない。テロ事件に対処している過程について、反テロ業務を指導する機構が許可した報道機関を除き、報道してはならない。現場で対処している人員等および対処等の状況を報道してはならない(違反した場合、罰金の規定あり²³)。

¹⁸ 21 条

¹⁹ 86 条

²⁰ 22 条 1 項

²¹ 22 条、23 条

²² 87 条

²³ 90 条

IV まとめ

上記のとおり、反テロ法は、中国国内でサービスを提供する事業者等に、一定の義務を課しているところ、その具体的な内容、運用は必ずしも明らかではない部分がある。関連する事業者は、上記の規定を前提に対応を検討し、かつ今後の規則等の制定動向、実務の運用に注目しておく必要がある。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

鈴木 幹太

(すずき かんた)

森・濱田松本法律事務所
弁護士(日本)

2000 年三井金属鉱業株式会社入社、早稲田大学法科大学院を経て 2008 年弁護士登録。以来、主として中国・台湾に関連する M&A、独禁、投資、撤退、労務、IT、知財等の案件に取り組んでいる。2016 年秋ころより森・濱田松本法律事務所北京オフィスに赴任予定。



【Hong Kong】

香港新会社法下での 裁判所外合併に関する税務指針

山田 裕亮 SCS Global Consulting (HK)

2014 年3月3日に香港で施行された新会社法で、裁判所の許可を伴わない合併（以下、「裁判所外合併」）が規定されました。これは、同一グループ内にある香港会社の組織再編を行うことを想定して作られた制度で、当該制度を利用するためには、合併対象が香港の会社であり、かつ、合併対象となる会社がどちらも同一親会社に 100%の株式を保有されている等の条件を満たす必要があります。

このような規定を利用して、裁判所外合併を実施する企業は徐々に増えつつあるものの、多くの企業ではその税務上の取り扱いの不明確さから、裁判所外合併の利用を見送ってきた経緯がありました。

しかし、各所からの要望に応える形で、香港税務局が15年12月30日付で、裁判所外合併に対する税務指針を公表しました¹。当該指針の中で、裁判所外合併が、

1. 資産の売却を目的としていない
2. 税務上のメリットを享受することを目的としない

場合に、税務局は合併によって消滅する会社（以下、「消滅会社」）の事業を、合併後存続する会社

（以下、「存続会社」）が、税務上も事業が継続しているように取り扱うことを認める可能性がある、としています。以下、税務指針に記載されている内容につき記載します。

税務上の繰越欠損金の取り扱い

存続会社は以下の条件下において、合併前から、自社と合併対象である消滅会社にそれぞれ存在する税務上の繰越欠損金（以下、「欠損金」）を引き継げるとされています。

- ① 消滅会社および存続会社の欠損金のうち、両社が同一の親会社の 100%子会社になった後に発生したものであること
- ② 消滅会社および存続会社の取引または事業から生じた欠損金であって、合併の日まで存在しており、また欠損金が合併前に帰属していた会社ごとに以下の条件を満たすこと

(a) 存続会社に合併前から存在している欠損金の場合

存続会社に合併前から存在していた欠損金を合併後に利用する場合には、存続会社が合併によって取得した取引または事業でない、取引または事業を行

¹ http://www.ird.gov.hk/eng/tax/bus_cfa.htm

うだけの十分な資金力を有すること(グループ間ローンの資金を除く)

(b) 消滅会社に合併前から存在している欠損金の場合

消滅会社に合併前から存在していた欠損金を合併後に利用する場合には、合併後に存続会社が行う取引または事業のうち、消滅会社から引き継いだ取引または事業に関して発生した利益に対してのみ相殺が可能であること

上記の欠損金の引き継ぎの可否に関して、金額的な重要性が大きいと判断される場合には、事前裁定(Advance Ruling)を用いて事前に税務局の見解を得ておくことを検討すべきであると指針に記載されていることから、欠損金の取り扱いについては判断が難しいことが分かります。

なお、裁判所外合併に関する事前裁定の事例についても、指針とほぼ同時期に税務局より公表されていますので、こちらも指針と併せて参考になります。

合併に関するその他の事項(存続会社)

存続会社は合併の日をもって以下のように扱われます。

- ① 消滅会社の取引、専門業務および事業を承継する
- ② 消滅会社が所有権を有する、産業用・商業用の建物および構築物に関する年次償却を、税務上の残存価格を考慮した上で引き続き利用することができる。ただし、合

併までに消滅会社が利用してきた償却額に関して、合併時点で当該資産が除却されたとして、一定の調整を行う必要あり

- ③ 消滅会社が保有する、機械装置に関する年次償却を税務上の残存価格を考慮した上で引き続き利用することができる。ただし、合併までに消滅会社が利用してきた償却額に関して、合併時点で当該資産が除却されたとして、一定の調整を行う必要あり
- ④ 消滅会社が合併前に行っていた資本的支出にかかる、税務条例で認められている年次償却や控除で期限前のものを引き続き利用することができる。ただし、合併後にこれらの対象資産を売却した場合には、売却益につき課税対象となる
- ⑤ 存続会社は、消滅会社を合併しなかったのであれば利用できたであろう控除を利用できる
- ⑥ 存続会社は、消滅会社を合併しなかったのであれば消滅会社がその後得られたであろう利益を認識する必要がある、利益に対して課税される可能性がある

合併に関するその他の事項(消滅会社)

消滅会社は合併の日の直前に下記のように見なされます。

- ① 消滅会社の取引、専門業務および事業を停止し、また

- ② 消滅会社が保有する売買目的有価証券を
市場価格にて存続会社へ売却した

税務申告に関して

存続会社は税務局長官へ合併の日から1カ月以内に合併の事実を書面にて通知する必要があります。また存続会社は、消滅会社が事業を停止したとみなされる日を含む査定年度の事業所得税の申告書を提出しなければなりません。

権利および義務に関して

存続会社は消滅会社にかかるすべての義務を引き受ける必要があります。具体的には会計帳簿の保管・作成、税務申告および情報提供の義務があります。また、確定債務・偶発債務にかかわらず、消滅会社がその事業を停止した査定年度およびそれ以前の過去すべての査定年度にかかる債務に対する責任を存続会社が負う必要があります。

今後について

今回の税務局の指針は、あくまで現状の実務上の取り扱いを示したものであり、税務条例の改定については現在、検討中であることが指針から読み取れます。とはいえ、一定の実務上の拠り所が税務局から示されたことで、以前に比べて裁判所外合併の事例が増加してくると想定されます。一方で、非常に専門的な内容を含むため、実施に際しては適宜、専門家のアドバイスを受けながら慎重に進める必要があると考えます。



SCS Global

SCS One team, No border

山田 裕亮
(やまだ ゆうすけ)

公認会計士(日本)
SCS Global Consulting
(HK) Limited



一般事業会社、大手監査法人を経て SCS Global へ参画。現在は SCS 香港にて香港・華南地域の日系企業を中心に会計・税務コンサルティングおよび M&A 業務等幅広く提供している。



【アジア経済情報】

シンガポール

～成長率は低い水準で推移する見通し～

稲垣 博史 みずほ総合研究所

2015 年3Q はプラス成長を回復

15 年3Q(7～9月期)の実質 GDP 成長率は前期比年率+1.9%で、2Q のマイナス成長からプラス成長に回復した(図表1)。

個人消費は、前期比年率+4.9%と、2Q の+5.6%からは減速しつつも引き続き高い伸びとなった。9月の失業率が 2.0%と低水準で推移するなど、雇用動向の良好さが背景にある。総固定資本形成は、輸送機械などの投資減少から、前期比年率▲5.4%にとどまった。このところ四半期毎に上下に振れる政府消費は、今回はマイナスであった。一方、在庫投資の寄与度は大幅なプラスであった。

財貨・サービス輸出は、前期比年率+5.7%とプラスの伸びを回復した。通関統計を実質値で確

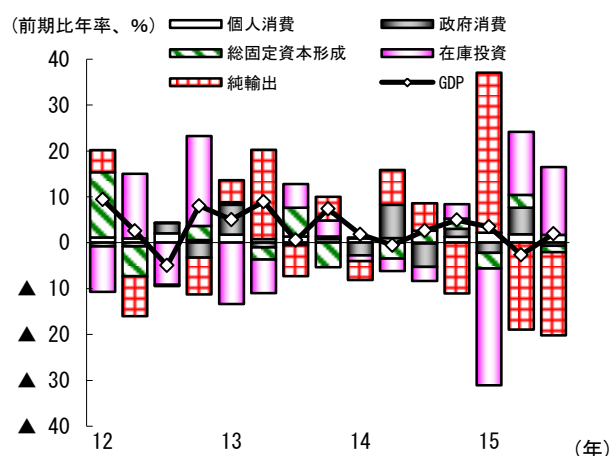
認すると、再輸出と地場の石油輸出が大きく伸びた。また国際収支統計によると、金融を中心にサービス輸出も堅調だった。一方、財貨・サービスの輸入も拡大した。純輸出の寄与度はマイナスだったが、2Qよりもマイナス幅が縮小した。

足元の指標はまちまち

最近の経済指標をみると、10 月の鉱工業生産は電機・機械を中心に拡大、前月比+2.5%となった。10 月の実質非石油地場輸出は、前月比プラスであったと試算される。一方、9月の景気先行指数は小幅に悪化した。

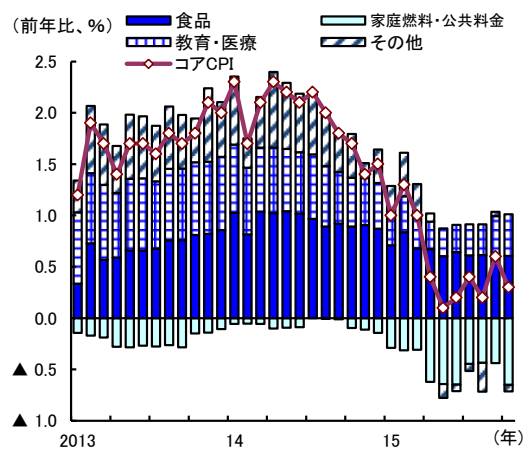
10 月のコア消費者物価指数(コア CPI)上昇率は、電気代が引き下げられたことなどから、前年比+0.3%と9月の+0.6%から低下し、引き続き低水準で推移している(図表2)。

図表1 実質 GDP 成長率



(注)統計上の不突合により、寄与度合計と成長率は一致しない。
(資料)シンガポール貿易産業省

図表2 コア消費者物価指数



(注)コア消費者物価指数は、全体から民間道路運輸と住居費を除いたもの。
(資料)シンガポール統計局

金融緩和を実施するも影響は限定的

シンガポール通貨庁は、10月の金融政策決定会合で「名目実効為替レート誘導目標レンジの緩やかな上昇」との政策（シンガポールでは金利ではなく為替レートを操作）は維持しつつも、上昇ペースを緩める金融緩和を決定した。政策微調整の範囲であり、実体経済への影響は限定的とみている。

9月11日の総選挙では、与党の人民行動党が89議席中83議席を占めた。議席占有率という意味では前回選挙と大差ないが、得票率が前回よりも10%PT近く上昇したため、事実上の与党圧勝と受け止められている。与党勝利で、政府の政策には今後も大きな変更はない見通しだ。

16年の成長率は+2%台と予測

今後を展望すると、15年末にかけて中国でインフラ投資が加速するとみられることに加え、米国の景気拡大持続が見込まれることから、当面の輸出は底堅く推移するとみられる。もっとも、過剰設備問題の重石を抱える中国経済は減速基調に復すると予想されることから、今後16年までを均

してみれば、輸出の伸びは低水準にとどまるだろう。内需をみると、低失業率を背景に引き続き個人消費は堅調に拡大し、政府がインフラ整備を重視していることから公共投資も高い伸びが続くとみられる。労働コストの上昇や、中国経済減速が引き続き懸念される中、設備投資は伸び悩むであろう。

以上を踏まえると、今後も景気は緩やかな拡大にとどまることになりそうだ。実質GDP成長率は、14年の+2.9%に対し、15年が+2.0%、16年が+2.4%と予測した。

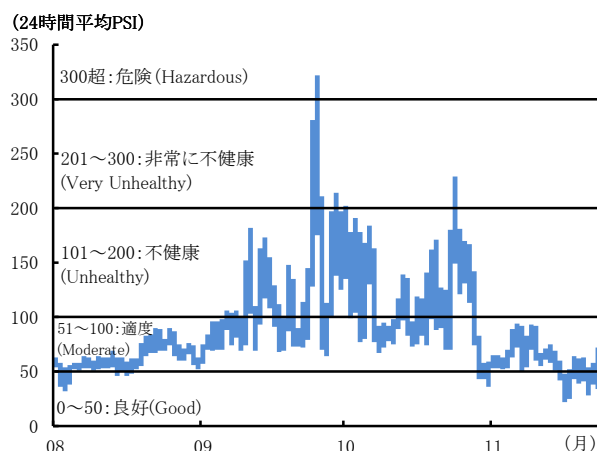
注目点：ヘイズが景気を一時的に下押し

シンガポール環境局は8月19日、インドネシアからの煙害であるヘイズが発生したと発表した。パーム油やパルプの生産者が焼畑農業を行なうことによるもので、ヘイズの発生自体は毎年恒例である。しかし、エルニーニョ現象に伴う少雨などが影響して今年は深刻化・長期化した。大気汚染の程度を示すPSIは、9月25日に「危険」を示す300を超えるに至った（図表3）。結局、ヘイズ終息宣言が出たのは11月15日で、3カ月にわたり猛威をふるったことになる。

ヘイズが深刻化して健康被害が拡大するにつれ、外出手控えの動きが徐々に広がったほか、7・8月と好調だった海外からの観光客訪問を9月に下押しする要因にもなった。この結果、飲食・宿泊、娯楽、運輸といった産業では、9・10月を中心に一時的な打撃を受けたとみられる。

逆に、ヘイズ終息後は悪影響が剥落するため、景気は反動的に押し上げられよう。

図表3 PSI(2015年)



(注) PSIは、シンガポール環境局が、大気中の二酸化硫黄、 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質、 $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、オゾンに基づいて算出。

(資料)シンガポール環境局

Back Issues

2015 年 6 月発行 第 43 号

- ・ 広東省自由貿易試験区の活用と展望
- ・ アジアの件費高・景気減速を懸念する日本企業 ～ 2015 年 2 月アジアビジネスアンケート調査結果～
- ・ India:インドビジネス最新情報 [15] インドにおける税制改正～税務登録手続き簡素化の流れ～
- ・ Vietnam:ベトナムにおける税務調査の概要
- ・ Indonesia:インドネシアにおける外国人労働者ビザ問題
- ・ China:中国ビジネス法律講座 [47] ストライキ参加者の合法的解雇と注意事項
- ・ China:新民事訴訟法の解釈にかかる解説～小額訴訟手続きについて～
- ・ アジア経済情報:台湾

2015 年 7/8 月発行 第 44 号

- ・ 中国産業用ロボット市場の課題と戦略～華南エリアの動向を中心に～
- ・ 2015 年上期為替市場の回顧と下期の見通し ～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ Malaysia:駐在員に対する個人所得税
- ・ Vietnam:改正企業法および投資法の施行細則の草案
- ・ Vietnam:改正労働法 最新施行細則の解説
- ・ India:インドの税制 [54] GST の概要および導入による影響
- ・ China:中国企業との取引における注意事項
- ・ Hong Kong:新会社法導入に伴う合併の取り扱い
- ・ Macro Economy:アジア経済概況

2015 年 9 月発行 第 45 号

- ・ 中国市場は外国人投資家を受け入れるのか ～今後の制度改正に着目する理由～
- ・ 中国におけるリース産業とビジネスチャンス ～自由貿易区政策の活用を踏まえ～
- ・ India:インドビジネス最新情報 [16] 非公開会社における会社法上の軽減措置に関する通達
- ・ Vietnam:ベトナムにおける資本譲渡税の検討
- ・ Thailand:タイで働くために必要なもの ～ビザ(VISA)と労働許可証(Work Permit)～
- ・ Taiwan:日本と台湾での法人に課される税金の違い
- ・ China:解説・中国ビジネス法務 [19] 中国環境保護法の改正(2)
- ・ Hong Kong:香港の担保制度
- ・ アジア経済情報:フィリピン

2015 年 10 月発行 第 46 号

- ・ 華南における越境 EC ビジネスの現状と展望
- ・ 深汕特別合作区 ～深圳市都市再開発に伴う移転候補地～
- ・ Malaysia:GST 導入後の状況
- ・ Vietnam:労働許可証およびビザ取得の最新法令と実務の解説
- ・ India:インドの税制 [55] インドにおける個人所得税法とブラックマネー法

- ・ China:「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」の解説～広東省自由貿易試験区を中心に～
- ・ Hong Kong:香港の統括会社の動向と統括会社税制
- ・ Taiwan:房地合一税制(建物土地合一税制)
- ・ アジア経済情報:アジア経済概況

2015 年 11 月発行 第 47 号

- ・ 華南における越境 EC ビジネスの現状と展望
- ・ 新規上場先としての香港・中国本土市場の比較分析
- ・ 事業譲渡による中国ビジネスからの撤退
- ・ India:インドビジネス最新情報 [17] 地域統括会社とグループ・ストラクチャーの構築に関する規制
- ・ Vietnam:保税倉庫取引と外国契約者税
- ・ Cambodia:カンボジア不動産市場と関連する税制
- ・ Philippines:フィリピンにおける個人所得にまつわる税
- ・ China:外国投資企業持分譲渡による再編の「特殊性税務処理」
- ・ China:中国ビジネス法律講座 [48]『広告法(2015 年改正)』の施行による外資企業への影響
- ・ アジア経済情報:インド

2015 年 12 月発行 第 48 号

- ・ ラオス～ランドリンクで活きるプラスワン戦略の未来～
- ・ 中国企業による海外 M&A にかかる留意点
- ・ India:インドの税制 [56] インドにおける内部統制制度
- ・ Vietnam:ベトナムにおける改正企業法の施行細則
- ・ Vietnam:ベトナムにおける監査役の役割と有効活用
- ・ Indonesia:インドネシア会計制度と中央銀行新為替規制
- ・ China:解説・中国ビジネス法務 [20] 事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定
- ・ China:中国の中小企業買収にかかる財務・税務デューデリジェンス

2016 年 1/2 月発行 第 49 号

- ・ 2015 年下期為替市場の回顧と 16 年の見通し
- ・ 香港の賃金動向～2015 年の回顧と 16 年の展望
- ・ India:インドビジネス最新情報 [18] インド物品・サービス税(GST)に関するアップデート
- ・ Vietnam:EPE(輸出加工企業)の国内販売および販社活動の検討
- ・ Malaysia:マレーシアでの駐在員にかかる就労ビザの取得と留意点
- ・ Singapore:シンガポールにおける事業再編、清算にかかる法令および手続き
- ・ Indonesia:インドネシアの外国人雇用に關する新規制(規則 16 号と 35 号)～最新規制の事実上の一部撤廃～
- ・ China:中国ビジネス法律講座 [49] 競業禁止にかかる代表的な誤解とその修正
- ・ アジア経済情報:アジア概況

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

直投支援部(日本)

TEL (03) 3596-6810

産業調査部アジア室(在シンガポール)

TEL (65) 6416-0344



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。